

# 利息制限法等の改正に伴うATM利用手数料のご案内

## 筑波銀行のキャッシュカード、カードローンをご利用のお客様へ

■ 筑波銀行、I-NET、イオン銀行、相互提携金融機関(※1)のATMをご利用の場合

⇒変更ございません

※1 相互提携金融機関とは、横浜銀行、東京都民銀行、武蔵野銀行、千葉銀行、東日本銀行、栃木銀行のATMです。

■ 提携金融機関等(MICS提携、ゆうちょ銀行等)のATM、コンビニATM(セブン銀行ATM、イーネットATM)で、**平日時間外※2および土日祝日に「総合口座貸越」および「カードローン」でのお取引(お引出し・お預入れまたはお借入・ご返済)**をする際は、平成22年6月18日より、お取引金額により以下のとおりとなります。なお、普通預金等の預金のお引出し・お預入れの場合のATMご利用手数料は変更ございません。

総合口座貸越、カードローン ご利用金額	ATMご利用手数料 (消費税込)	法令※3で定められた上限額
1万円以下	105円	105円以下
1万円超	210円	210円以下

※2 平日時間外 8:00~8:45、18:00~21:00 (ATMにより利用時間は異なります)

※3 「利息制限法」施行令第2条および「出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律」施行令第2条 (平成19年11月公布)

【例1】総合口座定期預金に20万円の定期預金がある場合で、普通預金の残高が3千円のときに、1万円お引出しすると貸越枠をご利用したこととなり、普通預金の残高は▲7千円(=3千円-1万円)となります。この場合、上記の「1万円以下」に該当するため、ATMご利用手数料は105円(消費税込み)となります。なお、この場合、お通帳には「手数料\*」と「\*マーク」が表示されます。

【例2】総合口座定期預金に10万円の定期預金がある場合で、普通預金の残高が5千円のときに、2万円お引出しすると貸越枠をご利用したこととなり、普通預金の残高は▲1万5千円(=5千円-2万円)となります。この場合、上記の「1万円超」に該当するため、ATMご利用手数料は210円(消費税込み)となります。

■ 【例1】では利息制限法等の上限額を超過した分は、当行が負担しております。また、ATM画面やご利用明細に表示される残高は、お客様が負担されATMご利用手数料を差し引いた金額となっております。

(注) わくわくポイント20ポイント以上のときセブン銀行のATM利用手数料は月2回まで105円割引となりますが、割引後105円となった場合、ご利用金額に関わらず105円がご利用手数料となります。

(注) ATMご利用手数料が105円の時間帯は、ご利用金額に関わらず105円がご利用手数料となります。

### ■ ご注意ください！

○ ATM画面やご利用明細に表示されるATM利用手数料と、お通帳に表示されるATM利用手数料(お客様が実際にご負担した手数料)が相違する場合があります。

○ ATMご利用手数料は、利用する金融機関・時間帯等により異なります。

○ お客様が実際にご負担したATM利用手数料は、お通帳やつくばくインターネットバンキングでご確認ください。

**【お問合わせ】筑波銀行フリーダイヤル 0120-263-599**

## 筑波銀行以外のキャッシュカード等をご利用のお客様へ

平成 22 年 6 月 18 日(金)より、筑波銀行のATMをご利用した場合、お取引金融機関の都合により、以下の場合がございます。

- ☆ 筑波銀行のATM画面や発行された利用明細に表示されるATM利用手数料と、お客様が実際にご負担されるATM利用手数料が相違する。
- ☆ 筑波銀行のATMが利用できない。

くわしくは、口座をお持ちの金融機関へお問い合わせください。